令和５年春の全国交通安全運動推進要綱

目的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和５年５月１１日（木曜日）から２０日（土曜日）までの１０日間

準備期間　４月２１日（金曜日）から５月１０日（水曜日）

交通事故死ゼロを目指す日　５月２０日（土曜日）

運動の重点

全国重点

こどもを始めとする歩行者の安全の確保

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

大阪重点

二輪車の交通事故防止

スローガン

なれた街いつもの道でもみぎひだり

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○新型コロナウイルス感染症への適切な対応を踏まえた交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

○関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○交通事故被害者等の視点に配意した広報啓発活動を実施する。

○本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

５月の府内一斉交通安全指導日等

５月８日（月曜日） ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

５月１５日（月曜日） 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

５月２０日（土曜日）めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー、交通事故死ゼロを目指す日

こどもを始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、全国、大阪ともに歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、幼児・児童の死者・重傷者は歩行中の割合が高く、特に、５月から６月にかけて歩行中児童の死者・重傷者が増加する傾向にあり、歩行中児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が約３分の１を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている。

このため、こどもを始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。

推進機関・団体での推進項目

歩行者の交通ルール遵守の徹底

○横断歩道の通行、信号遵守等の基本的な交通ルール遵守の周知徹底

○横断時には、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めることや横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進

○歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

○安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

○高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（たとえば認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な行動を実践するための交通安全教育等の推進

歩行者の安全の確保

○通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

○反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進

○「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

○通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

広報・実践促進事項

○歩行者も交通ルールを守りましょう。

○横断歩道を横断するときは、ドライバーに目と手で合図（ハンドサイン）をしましょう。

○まわりの大人がまずこどもたちの手本となりましょう。

歩行者は

○道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○外出する時は明るい目立つ色の服装を心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。

○歩きながらのスマートフォンの操作など危険な行為はやめましょう。

ドライバーは

○こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とすなど安全運転を心がけましょう。

地域・学校・職場では

○地域交通安全活動推進委員、教育関係者、高年（齢）者交通安全リーダー等は、こどもや高齢者を対象とした街頭指導をしましょう。

○こどもや高齢者自身の交通安全意識とこどもや高齢者に対する保護意識の高揚を図りましょう。

○車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。

家庭では

○こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、具体的に指導しましょう。

○身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

交通死亡事故の第１当事者の多くは自動車で、歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生し、横断歩道横断中の歩行者の死亡事故における車両等側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。

また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故が発生している。さらに、75歳以上の運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドルやブレーキの操作不適が多くなっている。加えて、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調である。このため、横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上が必要である。

推進機関・団体での推進項目

運転者の歩行者等への保護意識の向上

○交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

○横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者等の保護の徹底

○運転者に対し、歩行者等の保護の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

○運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

○夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用促進

飲酒運転の根絶

○交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進

○地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

○運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

妨害運転等の防止

○妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

二輪車運転者等に対する広報啓発

○二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

○電動キックボード等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールについての広報啓発の推進

高齢運転者の交通事故防止

○高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

○衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発及びサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

○身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

○シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

○高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいれば必ず止まりましょう。

○時間に余裕を持って運転し、思いやりやゆずり合いの気持ちを持ちましょう。

○「飲酒運転・妨害運転はどちらも犯罪！」危険な運転は絶対にやめましょう！

○車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

○運転に不安のある高齢者は相談窓口を活用し自主返納について考えましょう。

○全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

ドライバーは

○横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。

○危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。

○通話や画面注視などスマートフォンの操作をしながらの運転はやめましょう。

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

○みだりに車線変更をしてはいけません。進路を変更するときは、方向指示器を出し、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。

○高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適応能力や身体機能の変化の的確な認識に基づき、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。

○全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。

○チャイルドシートを適切に取付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

地域・職場では

自治会、子供会、老人クラブ等において、こどもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

○広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。

○事業者等は、運転前後にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。

○安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。

○地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の必要性と効果についての啓発に努め、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

家庭では

○「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合い言葉のもと、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意し合いましょう。

○あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダー設置について話し合いましょう。

○運転に自信がなかったり、運転する機会が少ない高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。

○シートベルト及びチャイルドシートの必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、身近な交通手段であるが、自転車乗用中の交通事故死者数が減少傾向にある一方で、交通事故死者数全体に占める割合はほぼ横ばいで推移している。

大阪府では全交通事故件数に占める自転車事故件数の割合が34.7％と高い割合を占めている。また、令和４年中、自転車事故における自転車乗用中のヘルメット着用率は4.5％と極めて低く、頭部負傷が原因でなくなった自転車事故死者の全員がヘルメット非着用であった。さらに、自転車関連の死亡・重傷事故は、自転車側の多くに法令違反が認められる。このため、自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

推進機関・団体での推進項目

自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

○改正道路交通法の施行（令和５年４月１日予定）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされることを踏まえたヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発の推進

○改定された「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

自転車の交通ルール遵守の徹底

○原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底

○信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底

○イヤホンやスマートフォン等使用時、傘差し運転等の危険性の周知と指導の徹底

○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた自転車配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

自転車利用者等の安全確保

○反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上

○未就学児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

○自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進

○自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

広報・実践促進事項

自転車は「くるま」の仲間です。交通ルールを守りましょう。

スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

全ての年齢層がヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

自転車に乗るときは

○信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう。

○スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトをしっかり締め、自身も未就学児もヘルメットを着用しましょう。

○未就学児２人を自転車に乗せる際には、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろす際には、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○大人も子供もヘルメットを着用しましょう。

○損害賠償責任保険に加入しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員、教育関係者、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し、交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

家庭では

○自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう。

○自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう。

○交通事故時の頭部を保護するため、ヘルメットの着用をすすめましょう。

○損害賠償責任保険に加入しましょう。

二輪車の交通事故防止

大阪府における二輪車の交通事故件数、死者数及び負傷者数は、いずれも前年比減少傾向にあるものの、全死者数に占める二輪車の死者数の割合（27.7％）は歩行者に次いで多く、高水準で推移しており、さらに二輪車の交通事故件数及び死者数の割合は全国平均と比較しても多くなっている。

このため、二輪車運転者に対する交通ルール遵守の徹底の周知や無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車"すり抜け運転"ストップ運動」等の各種広報啓発により、二輪車の交通事故防止を推進する必要がある。

推進機関・団体での推進項目

○二輪車運転者の交通ルール遵守のための積極的な広報啓発活動の推進

○街頭活動を通じ、信号無視や車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に対する指導警告の推進（二輪車"すり抜け運転"ストップ運動の推進）

広報・実践促進事項

○交差点に進入するときは、しっかり安全確認をしましょう。

○無理な追い越しやすり抜け運転は非常に危険です。絶対やめましょう。

○スピードを控え、危険を予測した運転をしましょう。

○交通事故に備え、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用し、体をしっかり保護しましょう。

二輪車運転者は

○車間距離を十分に取り、車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○安全な速度で走行し、交差点では一時停止するなどして、必ず左右の安全確認をしましょう。

○交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう。

○車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○ヘルメットを必ずかぶりましょう。

○交通事故に備えて、重傷化防止を目的とした胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

ドライバーは

○二輪車は、実際よりも小さく、遅く、遠くに見えるという特性を理解し注意しましょう。

○交差点では、速度を控え、特に左折時の巻き込みや、右折時の対向二輪車の動きに注意して運転しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員等による二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、二輪車を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項事項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう。

○ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

家庭では

○身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう。

○交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。